

東京電力福島原発事故発生から5年8か月 福島からの訴え

原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員、原発事故被害いわき市民
訴訟原告団長、浜通り医療生協顧問、全国革新懇代表世話人 伊東達也

I 原発事故はとんでもない惨状をもたらしている

事故から5年が経って、多くの福島県民にとって事故直後には考えてみたこともなかったこと（惨状）がはっきりと認識されるようになった。

1) 事実上6町村が5年間人口ゼロ

2015年国勢調査（10月1日現在で3カ月以上住んでいる人口）の結果、福島県の人口減少率が前年比5.7%と全国最高であった。とりわけ4町が人口ゼロ、2村が41人と18人であったことが県民に衝撃をもたらした。1920（大正9）年に始まり今回で20回目の国勢調査の歴史上、このようなことはなかったであろう。

2) 5年経っても絶えない震災関連死

2015年12月に震災関連死が2006人となり、ついに2千人を超えた。（月 日現在人）。地震と津波による直接死が1604人であるので、大きく超える異常事態が止まらない。岩手県457人、宮城県920人であるから福島県が突出しており、その背景には事故発生から5年後のいまも9万人近くの前年事故による過酷な避難生活がある。

3) 60歳以上の人は廃炉完了を見届けることはできない

事故で溶融した燃料（デブリ）がどこにあるのか未だに分かっていない。そのために取り出し開始予定はこれから5年後だが、その方法も確立していない。政府と東電は廃炉完了まで30年から40年としているが、それ以上かかるのではないか。いずれにしても現在60歳以上の人は廃炉完了を見ることができない。当面経費が少なく済むとして「石棺」化が押し付けられれば数百年間、目に見える姿で保管することもありえる。

4) 放射性廃棄物の中間貯蔵施設は永久貯蔵にならざるを得ないかもしれない

県内の放射性廃棄物は、現在のところ仮置き場約1070か所と現場保管14万か所に置かれている。これらを第一原発を囲むように双葉町と大熊町にまたがる16km²の広大な「中間貯蔵施設」に運ぶことにしている。

「中間」貯蔵とは法律に30年以内に県外に持ち出すと書かれているからであるが、県民の多くは、それはウソで、永久保管になるのではないかと考えている。

押し付けられた2町の決定は、役場を他の自治体に移し、全町民が日本各地に避難している中でなされている。

5) 帰還宣言をしても住民は簡単に戻れない

2011年9月末に帰還できるようになった広野町の場合は4年半経った今でも5割の住民は戻っていない。しかも戻っていない町民に代わって事故収束・除染の作業員が住むようになり、男性63.5%、女性36.5%と町は変容し、難しい問題を生み出している。

昨年9月に全町民の帰還宣言を出した楡葉町の場合は、1年経っても高齢者など9%の住民しか戻っていない。政府が2017年3月までの帰還を強引に求めている。しかし、これら避難区域には8つの県立高校があったが、うち5校は2017年3月から休校に入る。

6) 帰還困難区域は未だ除染計画も帰還計画もない

帰還困難区域は、政府は「5年間帰還は困難」とは言ったが「何もしない」とは言っていない。この区域には337km²、26300人が住んでいたが未だ除染計画も帰還計画もない。その一つ浪江町の津島地区では、「いま声を上げなければ、各集落は死に絶えてしま

う。黙っていれば、津島地区は『廃村』にされ自分たちは『棄民』にされてしまう」（訴状）と提訴して裁判を闘っている。

7) 甲状腺がん問題と課題

子どもの甲状腺を検査している県の調査検討委員会による2016年6月末日までの検査結果では、ガンが135人、疑いが39人である。

この原因を巡って、原発事故にあるという意見とともに、チェルノブイリ原発事故の際は0～5歳児に約66%が集中したが、福島では1人と少ないことなどから「考えにくい」と専門家の間でも見解が分かれている。引き続く今後の調査・研究は必須である。

大切なことは、原因論争に終わらせず、子どもたちの継続的な健康診断、検査と医療体制の充実と確立であることを忘れてはならないと考えている。

8) 持ち込まれた分断と対立の問題と課題

原発事故により地域社会は距離で分断され、放射線量で分断され、それらに基づいた賠償で分断された。避難するか、しないか、地元産の食材を食べるか、食べないかなどをはじめ人間関係にもさまざまな亀裂が持ち込まれた。

県内最多の24000人が避難しているいわき市内では「被災者帰れ」などの落書き事件、仮設住宅敷地内での自家用車破損事件、仮設住宅へのロケット花火打ち上げ事件などが起こった。つい最近も新築住宅の土止めコンクリートに「原発賠償御殿！やりすぎ 仲良くしない」との落書き事件が発生している。

本来、みんなが力を合わせて困難を乗り越え、被害をもたらした加害者である東電や政府などに解決を求めるのが当たり前なのに、被害者同士が対立し、不満・不安・怒りから来るうっ憤が同じ被害者に向けられているのではないか。これら県民の連帯を阻むもの乗り越える、協同・連帯・共助の運動の一層の前進が求められている。



いわき市役所玄関入口に書かれた「被災者帰れ」の落書き



「車のガラスが割られている；左下がサイドミラー」（テレビ映像）



II 福島第一原発事故の国の責任を問う

1) 30年目のチェルノブイリを視察して—被災者支援の縮小を巡る綱引きのさなかにあった

・ベラルーシ・ミンスクのサナトリウム「希望 21」(高濃度汚染地域に住む6歳～17歳の子どもたちの学校とサナトリウム機能を備えたリハビリ施設)

サナトリウムは全て無料で、全職員205人の給料も国が支出。→チェルノブイリ法は生かされていると感じた。

・ウクライナ・キエフの放射線医学研究所付属病院 (大人450床、子ども130床)

ウクライナでは11万8千人が健康被害者とチェルノブイリ法によって認定されている。治療も無料。国の負担が重いので縮小せよとの声が出ているが、全面的に守られるべきだ。「日本ではやられていない。どうしたらよいか」の質問に「被災者の声が大切だ」。

・ベラルーシのベルラド放射線研究所 (民間団体)

2002年に放射線被害者支援のために設立。①放射線測定、食料品の測定機を作った。②体からセシウムを抜き取るペプチンを作り無料で配った。③汚染されていない土地での保養 (毎年600人) に取り組んだ。370あったセンターは資金難で現在14か所となった。

「ベラルーシでは原発建設に取り組んでいるがどう考えているか聞きたい」の質問に「個人的にお知らせしたい」→政治の圧力でチェルノブイリ法がどうなるのか、不安を感じた。

・ベラルーシ国立放射線生物研究所

10年前に訪問した時とは違って、事故の被災者支援から、高度医療が中心となっていた。→チェルノブイリ法からは大きく後退している現実を見せ付けられた思い。

※ チェルノブイリ法とは事故から5年後の1991年に、情報公開(グラスノスチ)と独立を求める大運動の中でウクライナ、ベラルーシ、ロシア三国で成立したチェルノブイリ被害者保護法である。(以下、馬場朝子・尾松亮著『原発事故 国家はどう責任を負ったか』東洋書店新社刊より引用)

ウクライナでの第13条に次のように書いてある。

国家は市民が受けた被害を補償する責任を引受け、以下に規定する被害を補償しなければならない。…チェルノブイリ大災害によって被害を受け市民及びチェルノブイリ原発事故の事故処理業者に対する、時宜を得た健康被害、治療、被曝の量確定を行う責任もまた国家にある。

<チェルノブイリ法によるゾーンの区分>

地域区分	主な区分基準（*土壌汚染はカットした）
1 隔離ゾーン	1986年に住民の避難が行われた地域
2 義務的移住ゾーン	追加被ばく線量年5ミリシーベルト以上の地域
3 保障された自主的移住ゾーン	追加被ばく線量年1ミリシーベルト以上の地域
4 放射線管理強化ゾーン	追加被ばく線量年0.5ミリシーベルト以上の地域

*保障された自主的移住ゾーン（移住権付の居住区域）の制度は、地域間の分裂や対立を深刻にしない意義を持つ。

<チェルノブイリ法が認める被災者と主な支援策 2014年年末時点>

カテゴリー	対象者	主な支援策・補償
事故収束作業員	1986～90年に作業に参加した市民（主に30kmゾーン内での除染や消火作業、運送、医療スタッフなど職種は様々）	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品費の免除 ・住宅保障面での優遇 ・保養費の免除 ・遺族に対する補償、など
避難者	1. 30kmゾーンからの強制避難者（避難時で胎児あった市民も） 2. 上記外で年5mSVを超える地域から移住が義務付けられた人々 3. 上記1・2ゾーン外の年1mSVを超える地域から自主的に移住した人々	<ul style="list-style-type: none"> ・避難元の不動産・財物の補償 ・避難先での住宅確保 ・避難先での雇用保障（優先雇用や職業訓練、給付金等） ・医薬品費の減免・保養費減免
汚染地域住民	年0.5mSVを超える地域（上記1のゾーン以外）の住民	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品費・保養費の減免 ・非汚染地域からの食品取り寄せのための月額給付金など

2) 国の責任を問う集団訴訟の戦い

今、政府は2020年のオリンピックまでに「福島は復興した」「福島事故は終わった」ことにしようとして、帰還政策を強引に進めている。

福島県民の運動によって政府は一部の原案を修正したものの、①労働不能損害賠償を2015年2月で打ち切り、②営業損害賠償は2017年2月で打ち切りに、③避難区域外（自主避難者）の住宅補助を2017年3月で打ち切りに、④帰還困難区域を除く居住制限区域と避難解除準備区域の避難指示2017年3月までに解除することを前提に、精神的損害賠償をは2018年3月で打ち切ることを決めた。帰った人も、帰れない人も「元被害者・被災者」とされようとしている。

事故後、福島県民が20数か所の裁判所で集団訴訟を闘っている。損害賠償訴訟であるが、国には国家賠償法第一条「国の公権力を行使する公務員が故意又は過失によって他人に損害を与えた時は国が賠償をする責任がある」（主旨）、東電には民法第709条「故意又は過失によって他人の権利を侵害して生じた損害に対しては賠償する責任がある」（主旨）を根拠にしている。つまり国と東電に法的責任があるとの判決を求めているのである。

この裁判のうち先行している群馬地裁、千葉地裁、福島地裁が来年の3月から9月にかけて判決を出そうとしている。国の責任を認めた勝利判決が出れば、その司法判断の実行を行政府（安倍政権）と立法府（国会）に迫るといった新たな局面を迎える可能性もある。それは原発再稼働阻止の裁判での画期的な判決をテコにした大衆的な裁判闘争の前進とともに、「原発なくせ」の国民的運動の一層大きな前進をもたらす可能性をも広げる。

原発をなくす会と福島復興共同センターが新たに呼びかけた「止めよう！原発再稼働 かえよう！福島切り捨て政治 国と東京電力が責任を果たすことを求める請願署名」の取組が極めて大切になっている。

Ⅲ 原発をなくす国民的合意へ向けて必要なこと

1) 福島第一原発事故の実相・経験・教訓をもっと広く共有できるように

福島の現地視察は特別な力となっている

2) 日本の原発立地・運転の危険についてもっと広く共有できるように

日本列島での原発立地の六重の危険—日本の原発は世界一危険がある。

- ①技術上の危険…軽水炉は苛酷事故を本質的に排除できない。これは世界共通の危険であるが、以下はすべて日本特有の危険と言える。
- ②経済上の危険…事業費の一定比率が利益として保証される「総括原価」方式の危険であり、原発推進の機動力となっている。
- ③地質上の危険…日本列島が変動帯の上であり、世界有数の地震国(随伴して発生する津波)、火山国である。
- ④地理上の危険…国土の75%を山地が占め、人口過密地帯への近接・集中立地である。
- ⑤行政上の危険…国際基準に基づく規制基準が不在の立地の危険である。現在の規制委員会は発足に当たって「原発推進」役を担っている。国際原子力機関(IAEA)は原発推進の国際機関であるが「規制機関は、原子力の推進に対して、責任を負ってはならない」としている。
- ⑥営業上の危険…営利優先の運転の危険であり、日本では事故が発生しても運転を止めないことがしばしば発生している。熊本地震発生の際も多く国民が予防的に川内原発の運転を中止すべきだと求めても、九州電力と政府は営利を優先させている。

3) 「原発に依存しない町づくり」をもっと広く共有できるように

原発が町の財政を「豊か」にするのは一時的なことで永続的な発展にはほど遠い。

4) 「原発依存から思い切って自然エネルギーへの転換」をもっと広く共有できるように

自然再生エネルギーは基本的に無限であり、日本のどこにでも存在し、地域に合った利用と小さな資本でも住民共同で発電でき、地域に利益をもたらすと同時に地域の環境に配慮した運営が可能となる。

Ⅳ 福島は全10基廃炉と自然再生エネルギー先進県を目指す

東電と政府は福島第二原発4基の廃炉を表明しようとしていない。県民の怒りは強い。福島県議会を始め全59市町村議会が「10基廃炉」を求める決議を上げている。福島県を代表する11人が呼びかけた「福島県内の全ての原発の廃炉を求める会」など、県内の様々な団体が粘り強い運動を続けている。

原発事故の最大の被害地である福島から原発をなくし、再生エネルギー住民共同・地域共同発電所作りを重視した自然再生エネルギー先進県にすることは、福島に心を寄せて支援して下さった多くの国民への最良のお返しであり、また利益最優先で原発に固執している政財界への最良の回答である、と確信して進みたい。